

2007年3月30日

総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 菅 義偉 様

社団法人自由人権協会
代表理事 弘中 惇一郎
紙谷 雅子
田中 宏
庭山正一郎



放送法改正に反対する意見書

社団法人自由人権協会（JCLU）は、現在予定されている放送法改正案のなかの行政処分新設規定について、憲法で保障される表現の自由に抵触するものと考えるので、削除を求める。

今国会に提出を予定している放送法改正案においては、放送事業者が虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であって、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを行ったときは、総務大臣が、当該放送事業者に対して再発防止計画の提出を求め、その内容を検討の上、大臣意見を付与して公表するという制度を新設した。

しかしながら、当該改正案は、免許権限を有する行政機関である総務大臣が放送事業者に対して再発防止計画の提出を求め、その内容を検討の上、大臣意見を付与して公表するというものであるから、憲法が保障する放送事業者の報道の自由を侵害し、放送の不偏不党や政治的中立を掲げる放送法の放送の自由（1条）、番組編集の自由（3条）などの基本原則とも相矛盾するものであり、重大な問題を有していると言わざるを得ない。

放送による表現の自由は、視聴者・市民のために、健全な民主主義社会を維持・発展させるための不可欠の前提として、憲法21条によって保障されているものである。放送による表現の自由が十分に発揮されるためには、何よりも放送の自主・自律が保障されなければならない。行政機関による具体的番組の内容やその制作過程の当否に関する介入につながるおそれのある上記再発防止計画に関する措置は、放送事業者の使命である国民の知る権利に奉仕する表現の自由を侵すものとして看過しえない。

もとより、上記の使命を果たすべく放送事業者はその自主・自律を全うし、放送倫理上の問題が発生しないよう適切に放送事業を行うべきことは当然である。この点、今般、放送事業者における第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）は、新たに「放送倫理の確立と再発防止に関する委員会（仮称）」を設置し、虚偽の内容により、視聴者に著しい誤解を与えた疑いのある番組を放送した場合の施策を新設することを発表した。私たちJCLUは、総務省に対し、BPOのこのような取り組みを尊重し、上記再発防止計画に関する規定の施行を凍結するのではなく、同規定を放送法改正案から削除するよう強く求める。

以 上